

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松本剛の上告趣意は、違憲をいうが、職業安定法三二条一項が憲法一三条、二二条一項に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和二四年新（れ）第七号同二五年六月二一日大法廷判決・刑集四巻六号一〇四九頁）とするところであるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五八年二月三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一